

議案第 128 号

世田谷区役所通り電線共同溝工事等委託契約変更
上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 16 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
第 2 条の規定に基づき、本案を提出する。

世田谷区役所通り電線共同溝工事等委託契約変更

世田谷区役所通り電線共同溝工事等委託契約を、下記のとおり変更する。

記

変更内容

工 期 議決工期 令和7年10月31日

変更工期 令和8年10月30日

理 由

- 1 工事着手後、地中障害物が発見され、管路等設置に伴う追加の試掘や再掘削工事が必要となるとともに、配管ルート変更等の設計の見直しが必要となったため。
- 2 工事着手後、地域住民への騒音及び振動対策のため、夜間工事を予定していた工程の一部を昼間に施工する等、工事工程及び施工方法を見直す必要が生じたため。